

職員の懲戒処分について

職員の交通違反にかかる懲戒処分について、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
市立病院看護部 看護師（20 代女性）	減給（10 分の 1）2 月	令和 6 年 6 月に自家用車を運転中、法定速度 100km/h のところを 154km/h で走行し、54km の速度超過違反を起こしたもの

2 処分日

令和 6 年 11 月 11 日